

(別記1) 変更事項

別紙1

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
- 4 特定事業の内容

別紙2

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
- 4 特定事業の内容

(別記2) 変更事項の内容

別紙1

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
 - ・ 講座の名称を「情報処理活用能力検定（J検）併用コース」から「情報検定（J検）併用コース」に変更。

下線部分が変更した箇所

変 更 前	変 更 後
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (1) 講座の開設者 <u>情報処理活用能力検定（J検）併用コース</u> 学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校 （千葉県船橋市本町7 - 12 - 16） (2) 修了認定に係る試験の提供者 <u>情報処理活用能力検定（J検）併用コース</u> 財団法人 専修学校教育振興会 （東京都千代田区九段北4 - 2 - 25 私学会館内）	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 (1) 講座の開設者 <u>情報検定（J検）併用コース</u> 学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校 （千葉県船橋市本町7 - 12 - 16） (2) 修了認定に係る試験の提供者 <u>情報検定（J検）併用コース</u> 財団法人 専修学校教育振興会 （東京都千代田区九段北4 - 2 - 25 私学会館内）

- 4 特定事業の内容
 - ・ 講座の名称を「情報処理活用能力検定（J検）併用コース」から「情報検定（J検）併用コース」に変更することに伴い、「(1) 経済産業大臣が告

示で定める履修項目に応じた履修計画」、「(2) 修了認定の基準」、「(3) 修了認定に係る試験の実施方法」及び「(4) 経済産業大臣が告示で定める民間資格の名称及びその試験項目」を変更。

下線部分が変更した箇所

変 更 前	変 更 後
<p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <p><u>情報処理活用能力検定(J 検)</u></p> <p>併用コース</p> <p>学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本情報技術者試験講座 A コース(J 検併用コース)</p> <p>ITエンジニア科、情報処理科</p> <p style="text-align: right;">別添資料6のとおり</p> </div> <p>認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>具体的には、当該認定講座の運営者は、財団法人専修学校教育振興会とともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。</p> <p>(2) 修了認定の基準</p> <p><u>情報処理活用能力検定(J 検)</u></p> <p>併用コース</p> <p>第一号及び第二号を満たした者について修了を認定する。ただ</p>	<p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <p><u>情報検定(J 検)</u>併用コース</p> <p>学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本情報技術者試験講座 A コース(J 検併用コース)</p> <p>ITエンジニア科、情報処理科</p> <p style="text-align: right;">別添資料6のとおり</p> </div> <p>認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>具体的には、当該認定講座の運営者は、財団法人専修学校教育振興会とともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。</p> <p>(2) 修了認定の基準</p> <p><u>情報検定(J 検)</u>併用コース</p> <p>第一号及び第二号を満たした者について修了を認定する。ただ</p>

変 更 前	変 更 後
<p>し、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認められなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。</p> <p>一．民間資格試験「<u>情報処理活用能力検定 情報活用試験 1 級</u>」を受験し、これに合格すること</p> <p>二．当該認定講座（別添資料 3）の 3 分の 2 以上の出席率をもって履修後、財団法人専修学校教育振興会が作成した問題による修了認定に係る試験を受験し、財団法人専修学校教育振興会の定める合格基準に達すること</p> <p>三．当該認定講座（別添資料 3）の 3 分の 2 以上の出席率をもって履修後、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達すること</p> <p>（ 3 ）修了認定に係る試験の実施方法 <u>情報処理活用能力検定（ J 検 ）</u> 併用コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものを使用する。当該審査に関し、財団法人専修学校教育振興会は、修了認定に係る試験問題の提供者として責任 	<p>し、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認められなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。</p> <p>一．民間資格試験「<u>情報検定 情報活用試験 1 級</u>」を受験し、これに合格すること</p> <p>二．当該認定講座（別添資料 3）の 3 分の 2 以上の出席率をもって履修後、財団法人専修学校教育振興会が作成した問題による修了認定に係る試験を受験し、財団法人専修学校教育振興会の定める合格基準に達すること</p> <p>三．当該認定講座（別添資料 3）の 3 分の 2 以上の出席率をもって履修後、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達すること</p> <p>（ 3 ）修了認定に係る試験の実施方法 <u>情報検定（ J 検 ）併用コース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものを使用する。当該審査に関し、財団法人専修学校教育振興会は、修了認定に係る試験問題の提供者として責任

変 更 前	変 更 後
<p>をもって対応する。ただし、当該審査の結果、適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の運営者が指定する。ただし、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が指定する。 ▪ 修了認定に係る試験の実施回数については、当該認定講座の履修後2回までとする。 ▪ 修了認定に係る試験会場は、特別区域内に当該認定講座の運営者が指定する施設とする。 ▪ 修了認定に係る試験の採点事務は、財団法人専修学校教育振興会が行うものとする。ただし、財団法人専修学校教育振興会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。また、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、当該認定講座の運営者が行う。 ▪ 当該認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、当該認定講座の運営者が独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。 <p>(4) 経済産業大臣が告示で定める民間資格の名称及びその試験項目 <u>情報処理活用能力検定</u> (J検) 併用コース 名 称 <u>情報処理活用能力検定</u> (情報活用試験1級)</p>	<p>をもって対応する。ただし、当該審査の結果、適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の運営者が指定する。ただし、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が指定する。 ▪ 修了認定に係る試験の実施回数については、当該認定講座の履修後2回までとする。 ▪ 修了認定に係る試験会場は、特別区域内に当該認定講座の運営者が指定する施設とする。 ▪ 修了認定に係る試験の採点事務は、財団法人専修学校教育振興会が行うものとする。ただし、財団法人専修学校教育振興会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。また、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、当該認定講座の運営者が行う。 ▪ 当該認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、当該認定講座の運営者が独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。 <p>(4) 経済産業大臣が告示で定める民間資格の名称及びその試験項目 <u>情報検定</u> (J検) 併用コース 名 称 <u>情報検定</u> (情報活用試験1級)</p>

変 更 前		変 更 後	
試験科目 情報処理活用能力検定 (情報活用試験1級)		試験科目 情報検定(情報活用試験 1級)	
試験項目		試験項目	
分 野	項 目	分 野	項 目
情報と情報の利 用	(1)データと情報	情報と情報の利 用	(1)データと情報
	(2)情報の表現方法		(2)情報の表現方法
	(3)情報の活用、情 報処理の手順		(3)情報の活用、情 報処理の手順
	(4)情報の収集と発 信		(4)情報の収集と発 信
	(5)情報の管理		(5)情報の管理
パソコンを利用 したシステム	(1)パソコンシステ ムとその環境	パソコンを利用 したシステム	(1)パソコンシステ ムとその環境
	(2)オペレーティン グシステム		(2)オペレーティン グシステム
	(3)ファイルシステ ム		(3)ファイルシステ ム
	(4)パソコン関連機 器とインターフェ ース		(4)パソコン関連機 器とインターフェ ース
ネットワークの 利用	(1)情報通信ネット ワークの概要	ネットワークの 利用	(1)情報通信ネット ワークの概要
	(2)インターネット を利用するために 必要な機器とソフ トウェア		(2)インターネット を利用するために 必要な機器とソフ トウェア
	(3)モバイルコンピ ューティング		(3)モバイルコンピ ューティング
	(4)ネットワーク上 のパソコンの管理		(4)ネットワーク上 のパソコンの管理
情報ネットワー ク社会への対応	(1)情報ネットワー ク社会に関する用 語・知識	情報ネットワー ク社会への対応	(1)情報ネットワー ク社会に関する用 語・知識
	(2)社会におけるコ ンピュータの利用		(2)社会におけるコ ンピュータの利用

変 更 前		変 更 後	
	(3)知的財産権		(3)知的財産権
情報セキュリティ	(1)ネットワークセキュリティ	情報セキュリティ	(1)ネットワークセキュリティ
	(2)コンピュータセキュリティ		(2)コンピュータセキュリティ
当該民間資格試験 に使用する言語 日本語		当該民間資格試験 に使用する言語 日本語	
当該試験事業が開始された日 平成6年6月		当該試験事業が開始された日 平成6年6月	

別紙2

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・ 講座の名称を「情報処理活用能力検定（J検）併用コース」から「情報検定（J検）併用コース」に変更。
- ・ サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コースの講座の開設者として学校法人国際理工専門学校国際理工専門学校を追加。

下線部分が変更した箇所

変 更 前		変 更 後	
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
(1) 講座の開設者	(1) 講座の開設者	(1) 講座の開設者	(1) 講座の開設者
情報処理活用能力検定（J検）併用コース	情報検定（J検）併用コース	情報検定（J検）併用コース	情報検定（J検）併用コース
学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校 （千葉県船橋市本町7 - 12 - 16）	学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校 （千葉県船橋市本町7 - 12 - 16）	学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校 （千葉県船橋市本町7 - 12 - 16）	学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校 （千葉県船橋市本町7 - 12 - 16）
サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース	サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース	サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース	サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース
学校法人 立志舎 東京IT会計法律専門学校千葉校 （千葉県千葉市中央区弁天1 - 6 - 2）	学校法人 立志舎 東京IT会計法律専門学校千葉校 （千葉県千葉市中央区弁天1 - 6 - 2）	学校法人 立志舎 東京IT会計法律専門学校千葉校 （千葉県千葉市中央区弁天1 - 6 - 2）	学校法人 立志舎 東京IT会計法律専門学校千葉校 （千葉県千葉市中央区弁天1 - 6 - 2）
		学校法人 <u>国際理工専門学校</u> <u>国際理工専門学校</u> <u>（千葉県千葉市稲毛区穴川3 - 8 - 11）</u>	

変 更 前	変 更 後
<p>(2) 修了認定に係る試験の提供者 <u>情報処理活用能力検定 (J 検)</u> 併 用コース 財団法人 専修学校教育振興会 (東京都千代田区九段北 4 - 2 - 2 5 私学会館内)</p>	<p>(2) 修了認定に係る試験の提供者 <u>情報検定 (J 検)</u> 併用コース 財団法人 専修学校教育振興会 (東京都千代田区九段北 4 - 2 - 2 5 私学会館内)</p>

4 特定事業の内容

- ・ 講座の名称を「情報処理活用能力検定（J検）併用コース」から「情報検定（J検）併用コース」に変更することに伴い、「（1）経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画」、「（2）修了認定の基準」、「（3）修了認定に係る試験の実施方法」及び「（4）経済産業大臣が告示で定める民間資格の名称及びその試験項目」を変更。
- ・ 「サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース」の認定講座運営者として学校法人国際理工専門学校国際理工専門学校を追加することに伴い、「（1）経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画」、「（2）修了認定の基準」を変更。

下線部分に変更した箇所

変 更 前	変 更 後
<p>4 特定事業の内容</p> <p>（1）経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <p style="text-align: center;"><u>情報処理活用能力検定（J検）併用コース</u></p> <p>学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>基本情報技術者試験講座 A コース（J検併用コース）</p> <p style="text-align: center;">ITエンジニア科、情報処理科</p> <p style="text-align: right;">別添資料6のとおり</p> </div> <p>認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>具体的には、当該認定講座の運営者は、財団法人専修学校教育振興会とともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。</p>	<p>4 特定事業の内容</p> <p>（1）経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <p style="text-align: center;"><u>情報検定（J検）併用コース</u></p> <p>学校法人 三橋学園 船橋情報ビジネス専門学校</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>基本情報技術者試験講座 A コース（J検併用コース）</p> <p style="text-align: center;">ITエンジニア科、情報処理科</p> <p style="text-align: right;">別添資料6のとおり</p> </div> <p>認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>具体的には、当該認定講座の運営者は、財団法人専修学校教育振興会とともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。</p>

変 更 前	変 更 後
<p data-bbox="300 255 791 340">サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース</p> <p data-bbox="300 353 791 439">学校法人 立志舎 東京IT 会計法律専門学校千葉校</p> <div data-bbox="320 450 791 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="363 461 780 696">基本情報技術者講座（サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース） 別添資料7のとおり</p> </div> <p data-bbox="300 1173 791 1464">認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p data-bbox="300 1478 791 1769">具体的には、当該認定講座の運営者は、株式会社サーティファイとともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。</p> <p data-bbox="213 1836 526 1872">(2) 修了認定の基準</p> <p data-bbox="316 1886 782 1971">情報処理活用能力検定（J検）併用コース</p> <p data-bbox="316 1984 791 2020">第一号及び第二号を満たした者</p>	<p data-bbox="916 255 1407 340">サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース</p> <p data-bbox="916 353 1407 439">学校法人 立志舎 東京IT 会計法律専門学校千葉校</p> <div data-bbox="936 450 1407 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="979 461 1396 696">基本情報技術者講座（サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース） 別添資料7のとおり</p> </div> <p data-bbox="916 766 1407 851">学校法人 国際理工専門学校 <u>国際理工専門学校</u></p> <div data-bbox="936 862 1407 1115" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="979 873 1396 1108"><u>基本情報技術者試験講座（サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース）</u> 別添資料8のとおり</p> </div> <p data-bbox="916 1173 1407 1464">認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p data-bbox="916 1478 1407 1769">具体的には、当該認定講座の運営者は、株式会社サーティファイとともに、責任をもって講座開設に向けての準備を進め、開設後も受講者に対し誠実に対応していく。</p> <p data-bbox="826 1836 1139 1872">(2) 修了認定の基準</p> <p data-bbox="944 1886 1362 1921">情報検定（J検）併用コース</p> <p data-bbox="928 1984 1407 2020">第一号及び第二号を満たした者</p>

変 更 前	変 更 後
<p>について修了を認定する。ただし、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認めらなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。</p> <p>一．民間資格試験「<u>情報処理活用能力検定 基本スキル試験</u>」を受験し、これに合格すること</p> <p>二．当該認定講座（別添資料6）の3分の2以上の出席率をもって履修後、財団法人専修学校教育振興会が作成した問題による修了認定に係る試験を受験し、財団法人専修学校教育振興会の定める合格基準に達すること</p> <p>三．当該認定講座（別添資料6）の3分の2以上の出席率をもって履修後、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達すること</p> <p>サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース 第一号及び第二号を満たした者について修了を認定する。ただし、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認めらなかった場合は、</p>	<p>について修了を認定する。ただし、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認めらなかった場合は、第三号を満たした者について修了を認定する。</p> <p>一．民間資格試験「<u>情報検定 情報システム試験 基本スキル試験</u>」を受験し、これに合格すること</p> <p>二．当該認定講座（別添資料6）の3分の2以上の出席率をもって履修後、財団法人専修学校教育振興会が作成した問題による修了認定に係る試験を受験し、財団法人専修学校教育振興会の定める合格基準に達すること</p> <p>三．当該認定講座（別添資料6）の3分の2以上の出席率をもって履修後、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達すること</p> <p>サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験併用コース 第一号及び第二号を満たした者について修了を認定する。ただし、修了認定に係る試験の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果、適切であると認めらなかった場合は、</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第三号を満たした者について修了を認定する。</p> <p>一．民間資格試験「情報処理技術者能力認定試験 2 級」もしくは「情報処理技術者能力認定試験 2 級第1部科目」を受験し、これに合格すること</p> <p>二．当該認定講座（別添資料 7）の 3 分の 2 以上の出席率をもって履修後、株式会社サーティファイが作成した問題による修了認定に係る試験を受験し、株式会社サーティファイの定める合格基準に達すること</p> <p>三．当該認定講座（別添資料 7）の 3 分の 2 以上の出席率をもって履修後、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達すること</p> <p>四．第二号及び第三号において、平成 19 年 4 月から実施されている IT ビジネス学科の基本情報技術者講座を履修している者にとっては、基本情報技術者講座 の履修科目と重なっている科目のうち履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを当該講座において履修すること</p>	<p>第三号を満たした者について修了を認定する。</p> <p>一．民間資格試験「情報処理技術者能力認定試験 2 級」もしくは「情報処理技術者能力認定試験 2 級第1部科目」を受験し、これに合格すること</p> <p>二．当該認定講座（別添資料 7 <u>及び 8</u>）の 3 分の 2 以上の出席率をもって履修後、株式会社サーティファイが作成した問題による修了認定に係る試験を受験し、株式会社サーティファイの定める合格基準に達すること</p> <p>三．当該認定講座（別添資料 7 <u>及び 8</u>）の 3 分の 2 以上の出席率をもって履修後、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題による修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準に達すること</p> <p>四．第二号及び第三号において、<u>東京 IT 会計法律専門学校千葉校にて</u>平成 19 年 4 月から実施されている IT ビジネス学科の基本情報技術者講座を履修している者にとっては、基本情報技術者講座 の履修科目と重なっている科目のうち履修済の科目については履修したものとみなし、未履修科目のみを当該講座において履修すること</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法 <u>情報処理活用能力検定（J検）</u> 併用コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものを使用する。当該審査に関し、財団法人専修学校教育振興会は、修了認定に係る試験問題の提供者として責任をもって対応する。ただし、当該審査の結果、適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。 ▪ 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の運営者が指定する。ただし、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が指定する。 ▪ 修了認定に係る試験の実施回数については、当該認定講座の履修後2回までとする。 ▪ 修了認定に係る試験会場は、特別区域内に当該認定講座の運営者が指定する施設とする。 ▪ 修了認定に係る試験の採点事務は、財団法人専修学校教育振興会が行うものとする。ただし、財団法人専修学校教育振興会が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。また、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、当該認定講座の運営者が行う。 ▪ 当該認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、当該認定講座の運営者が独立行政法人情報処理 	<p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法 <u>情報検定（J検）併用コース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成したもののうち、独立行政法人情報処理推進機構の審査を受け、適切であると認められたものを使用する。当該審査に関し、財団法人専修学校教育振興会は、修了認定に係る試験問題の提供者として責任をもって対応する。ただし、当該審査の結果、適切であると認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する。 ▪ 修了認定に係る試験の実施日については、当該認定講座の運営者が指定する。ただし、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が指定する。 ▪ 修了認定に係る試験の実施回数については、当該認定講座の履修後2回までとする。 ▪ 修了認定に係る試験会場は、特別区域内に当該認定講座の運営者が指定する施設とする。 ▪ 修了認定に係る試験の採点事務は、財団法人専修学校教育振興会が行うものとする。ただし、財団法人専修学校教育振興会が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。また、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を利用する場合は、当該認定講座の運営者が行う。 ▪ 当該認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、当該認定講座の運営者が独立行政法人情報処理

変 更 前	変 更 後
推進機構に通知するものとする。	推進機構に通知するものとする。
(4) 経済産業大臣が告示で定める民間資格の名称及びその試験項目 <u>情報処理活用能力検定</u> (J 検) 併用コース 名 称 <u>情報処理活用能力検定</u> (基本スキル試験) 試験科目 <u>情報処理活用能力検定</u> (基本スキル試験) 試験項目	(4) 経済産業大臣が告示で定める民間資格の名称及びその試験項目 <u>情報検定</u> (J 検) 併用コース 名 称 <u>情報検定</u> (<u>情報システム</u> 基本スキル試験) 試験科目 <u>情報検定</u> (<u>情報システム</u> 基本スキル試験) 試験項目
試験項目	試験項目
分 野	分 野
項 目	項 目
コンピュータ科 学基礎	コンピュータ科 学基礎
(1) 数値表現とデータ表現の種類 基数と基数変換 データの表現単位 補助単位とべき乗表現	(1) 数値表現とデータ表現の種類 基数と基数変換 データの表現単位 補助単位とべき乗表現
(2) 数値とデータの表現方法 10進数表現 2進数表現 16進数表現 固定小数点表記 浮動小数点表記	(2) 数値とデータの表現方法 10進数表現 2進数表現 16進数表現 固定小数点表記 浮動小数点表記
(3) 演算と精度 数値表現の精度 演算と精度 数値表現と誤差	(3) 演算と精度 数値表現の精度 演算と精度 数値表現と誤差
(4) 文字の表現 各種文字コード	(4) 文字の表現 各種文字コード

変 更 前		変 更 後	
	<p>(5)その他のデータ表現 データの符号化 画像データ 音声データ</p> <p>(6)情報と論理 集合と論理 論理演算</p> <p>(7)基本データ構造 基本データ型 基本データ構造 その他のデータ構造</p>		<p>(5)その他のデータ表現 データの符号化 画像データ 音声データ</p> <p>(6)情報と論理 集合と論理 論理演算</p> <p>(7)基本データ構造 基本データ型 基本データ構造 その他のデータ構造</p>
コンピュータシステム	<p>(1)プロセッサアーキテクチャ CPUの機能 命令実行制御 命令のアドレス形式 演算の仕組み 高速化技術</p> <p>(2)メモリアーキテクチャ 半導体メモリの種類・特徴 キャッシュメモリ メモリの高速化</p> <p>(3)バスアーキテクチャ バスの種類・特徴</p>	コンピュータシステム	<p>(1)プロセッサアーキテクチャ CPUの機能 命令実行制御 命令のアドレス形式 演算の仕組み 高速化技術</p> <p>(2)メモリアーキテクチャ 半導体メモリの種類・特徴 キャッシュメモリ メモリの高速化</p> <p>(3)バスアーキテクチャ バスの種類・特徴</p>

変 更 前		変 更 後	
	(4)補助記憶 補助記憶装置の 種類・特徴 性能計算		(4)補助記憶 補助記憶装置の 種類・特徴 性能計算
	(5)入出力アーキテ クチャ 入出力装置の種 類・特徴 入出力インター フェース 入出力制御方式		(5)入出力アーキテ クチャ 入出力装置の種 類・特徴 入出力インター フェース 入出力制御方式
	(6)オペレーティン グシステム OSの機能と種 類・特徴 ジョブ管理 タスク管理 記憶管理		(6)オペレーティン グシステム OSの機能と種 類・特徴 ジョブ管理 タスク管理 記憶管理
	(7)ファイル管理 ファイルの構成 ・特徴 ファイルの記憶 容量計算 ファイル編成と アクセス手法		(7)ファイル管理 ファイルの構成 ・特徴 ファイルの記憶 容量計算 ファイル編成と アクセス手法
当該民間資格試験 に使用する言語 日本語 当該試験事業が開 始された日 平成6年6月		当該民間資格試験 に使用する言語 日本語 当該試験事業が開 始された日 平成6年6月	